徳島県公安委員会規則第9号

運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則を次のように定める。

令和 4 年 5 月10日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

運転免許取得者等教育の認定制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は,道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。),道路 交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び運転免許取得者等教育の認定に関する 規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。)に定める もののほか,運転免許取得者等教育(法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取 得者等教育をいう。以下同じ。)の認定(以下単に「認定」という。)その他必要な事 項を定めるものとする。

(認定申請の手続等)

- 第2条 認定教育規則第5条第1項に規定する申請書は,運転免許取得者等教育認定申請書(別記様式第1号。次項において「認定申請書」という。)とする。
- 2 認定を受けようとする者(以下「実施者」という。)は,認定申請書に認定教育規則 第5条第2項に掲げる書類を添付して公安委員会に申請するものとする。

(指定申請の手続等)

第3条 認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者(以下「認定教育実施者」という。)が,認定教育規則第4条第2項第4号に規定する指定(以下単に「指定」という。) を受けようとするときは,指定申請書(別記様式第2号)に別に定める指定の基準に適 合しているかどうかを判断するために必要な書類を添付して公安委員会に申請するもの とする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は,前条の申請を受けて,指定をするときは,当該指定の申請をした 認定教育実施者に指定書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(指定の取消し等)

第5条 公安委員会は,指定を受けた認定教育実施者が法第108条の32の2第1項各号のいずれかに適合しなくなったときは,当該指定を取り消すものとし,当該指定を取り消したときは,指定取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 認定教育実施者は,認定教育規則第7条第1項の規定による変更の届出をする場合にあっては運転免許取得者等教育申請事項変更届出書(別記様式第5号)を,同条第3項の規定による変更の届出をする場合にあっては運転免許取得者等教育認定添付書類変更届出書(別記様式第6号)を公安委員会に提出するものとする。

(終了証明書等の発行等)

- 第7条 認定教育実施者は、認定教育規則第1条第3号に掲げる過程(次条において「高齢者講習同等課程」という。)及び同条第6号に掲げる課程以外の課程については、独自にその終了を証明する書面を発行することができるものとする。
- 2 認定教育実施者は,前項の終了を証明する書面及び認定教育規則第8条各号に規定す

る終了証明書(以下この項において「終了証明書等」という。)について,副本の作成その他の方法により終了証明書等を再交付又は再発行できるようにしておくものとする

(報告)

- 第8条 認定教育実施者は、公安委員会に対し、法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。
 - (1) 運転免許取得者等教育の課程(高齢者講習同等課程を除く。)ごとの年間実施回数 及び受講者数 毎月1回
 - (2) 高齢者講習同等課程 実施の都度
 - (3) 運転免許取得者等教育中の運転に係る事故,認定教育指導員の交通事故その他特異事項 発生の都度
- 2 公安委員会は,前項に掲げるもののほか,必要と認める事項について報告を求めるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか,運転免許取得者等教育の認定に関して必要な事項 は徳島県警察本部長が定める。

附 則

この規則は,令和4年5月13日から施行する。

運	三転 免 評	F 取 得 者	等教育	了認 定 申	請書		
徳島県公安委員	員会 殿				年	月	日
			申請	住所 者 氏名			
道路交通法第108条の	032の2の規	定による認定	を受けたい	ので申請しま	す 。		
運転免許取得者等教育に使用する施設の名称							
運転免許取得者等教育 に使用する施設の所在地							
運転免許取得者等教育 の課程の区分							
運転免許取得者等教育 の課程の名称							
添付書類							

指定申請書 年月日 徳島県公安委員会殿						
		申請	住 所 皆 氏 名			
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条 第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けた いので、申請します。						
使用する施設	名 称					
	所在地					
備	考					

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

	指 定 取 消	通知書				
	JE XL 4X 75					
住所			年	月	日	
III III	殿					
			(去 白 1月	ᄼᅁᇎᇢᄼ	50	
			偲 島 宗 ·	公安委員会	Εl1	
下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定						
による指定を取り消した。	ので通知する。					
指定番号						
理由						

徳島県公安委員会 殿

住所

届出者

氏名

運転免許取得者等教育申請事項変更届出書

規則第5条第1項第1号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項の規定により、規則第5条第1項第2号 規則第5条第1項第5号

に掲げる事項について、下記により変更したいので届出します。

変更事項	
変更事由	
変更する内容	

備考 変更の15日前に届出すること。

加加深以第05(第0							
運転免許取得者等教育認定添付書類変更届出書							
			年 月 日				
徳島県公安委	委員会 殿						
		住所					
		届出者					
		氏名					
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第3項の規定により、下記事項について変更 したいので届出します。							
変 更 事 項							
変 更 事 由							
変更する内容							
特記事項							

備考 変更の都度届出すること。